



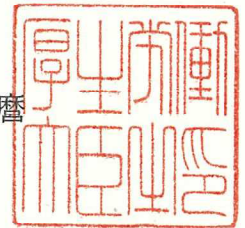
厚生労働省発基安 0924 第 2 号

令和 7 年 9 月 24 日

労働政策審議会

会長 岩村 正彦 殿

厚生労働大臣 福岡 資麿



別紙「労働安全衛生規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

労働安全衛生規則の一部を改正する省令案要綱

第1 労働安全衛生規則の一部改正

- 1 がん原性物質を製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者に係る健康診断の結果及びばく露の状況等の記録については、事業者が事業を廃止しようとするときに、事業者が所轄労働基準監督署長に提出するものとする。
- 2 厚生労働大臣は、皮膚若しくは眼に障害を与えるおそれ又は皮膚から吸収され、若しくは皮膚に侵入して、健康障害を生ずるおそれがあることが明らかな物を定めるものとする。
- 3 その他所要の改正を行う。

第2 施行期日

この省令は、令和八年一月一日から施行する。